

平成23年度関東女子倶楽部対抗東京ブロック予選競技 組合わせおよびスタート時間表

(参加者 12倶楽部 ・ 60名)

期日：平成23年6月7日(火)

場所：青梅ゴルフ倶楽部 東・西コース

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番(東コース)よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	増田 厚子	青梅	大山 孝子	東京五日市	遠藤 節子	八王子	寺井 恵美	府中
2	8:09	杉本 てい子	相武	関口 和恵	桜ヶ丘	山内 啓子	東京国際	番場 とし子	GMG八王子
3	8:18	小池 佳代	立川国際	泉口 礼子	東京国際	安彦 真佐子	東京五日市	矢島 ひろみ	府中
4	8:27	牧野 徳子	桜ヶ丘	石井 京子	立川国際	渡部 寛美	東京よみうり	大木 君江	青梅
5	8:36	日暮 和子	八王子	土方 美代	武蔵野	浅見 玉江	相武	高橋 依巳	GMG八王子
6	8:45	土方 紀子	武蔵野	阿部 淳子	桜ヶ丘	伊藤 彩子	多摩	中森 瑞子	東京よみうり
7	8:54	小俣 静江	東京五日市	加藤 浪江	武蔵野	足立 卷子	東京国際	佐藤 満寿子	青梅
8	9:03	田村 静江	府中	大越 比佐子	相武	大庭 光子	多摩	上條 貴美子	立川国際

10番(西コース)よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	伊原 節子	多摩	関野 チエ子	武蔵野	松浦 昭子	東京よみうり	岸野 光枝	立川国際
2	8:09	小林 道子	青梅	上平 陽子	八王子	橋本 裕美子	多摩	三好 枝理可	東京よみうり
3	8:18	高瀬 三佐子	武蔵野	福田 光子	相武	瀬野 ちどり	桜ヶ丘	宮 美佳	GMG八王子
4	8:27	越川 富士子	東京五日市	国保 秀子	多摩	古澤 トモ子	府中	木下 昭子	東京国際
5	8:36	小平 秀子	八王子	齊藤 恵美子	青梅	伊藤 早苗	相武	松本 洋子	東京五日市
6	8:45	竹内 律子	東京国際	牧野 光子	府中	松島 君子	立川国際	門屋 みさ子	GMG八王子
7	8:54	務台 伸子	東京よみうり	河野 多恵子	GMG八王子	宮本 淳愛	八王子	松本 由利	桜ヶ丘

競技委員長 天野 弓子

平成 23 年度 関東女子倶楽部対抗東京ブロック予選競技

開催日：平成 23 年 6 月 7 日(火)

開催コース：青梅ゴルフ倶楽部 東・西コース

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する(ゴルフ規則 186 ページ参照)。

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I(c)1a』を適用する(ゴルフ規則 184 ページ参照)。

5. スタート時間

『ゴルフ規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 187 ページ参照)。

6. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

7. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I(c)6b』を適用する(ゴルフ規則 190 ページ参照)。

8. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいるときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。

この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8b 注)。

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断

:

険悪な気象状況による即時中断:

プレーの再開

:

:

:

} カート無線および放送設備にて通報する。

} または、競技委員を通じて競技者に連絡する。

9. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I(c)3』を適用する(ゴルフ規則 188 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. 距離計測のための黄色いペイント上に球があつたり触れている場合、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けることができる。
4. ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
5. 排水溝は動かさない障害物とする。
6. 電磁誘導カート用の2本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、競技者はゴルフ規則 24-2b(i)の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2打**
7. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
8. クローズド(Closed)の標示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があつたりスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2打**
9. **黄黒の縞杭**は本競技には適用せず、動かさない障害物とする。
10. 1番ホールグリーン右側の白線で囲まれた部分は、道路の一部とみなす。

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更があるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン(25球)を限度とする。
3. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

競技委員長 天野 弓子